

滋賀県男女共同参画審議会委員 を募集します



滋賀県では、男女共同参画の推進に関する事項を調査審議していただく「滋賀県男女共同参画審議会」の委員を次のとおり募集します。

応募の資格は、



県内にお住まいの方または県内に通勤・通学されている方です。
ただし、国・地方公共団体の議員、常勤の公務員および県が設置している他の審議会等の委員を委嘱されている方は応募できません。

募集人員は、2人以内です。



応募された方の中から、年齢・性別・意見等を総合的に考慮して決定します。
なお、選考の結果は、ご本人にお知らせします。

委員の仕事は、



年3～5回程度の会議に出席して、男女共同参画の推進に関する事項について、学識経験者等の委員とともに調査審議していただきます。

- ◆審議会は、この公募により選ばれた委員と学識経験者などの委員(合計16名以内)で構成されます。
- ◆委員には、会議に出席することにより知ることとなった秘密を漏らしてはならない義務が課せられています。
- ◆会議への出席の都度、県の規定に基づき、報酬および交通費をお支払いします。

委員の任期は、



令和8年(2026年)7月1日から 2年間 です。

応募の方法は、



以下の(1)(2)の書類をご提出ください。(1)の応募書は、下記のホームページからもダウンロードできます。
書類の持参または郵送のほか、滋賀県ホームページ内しがネット受付サービスでもご応募いただけます。※メール、FAXでは受付しておりません

- 応募書類 (1) 滋賀県男女共同参画審議会委員応募書(裏面のとおりに)
- (2) 男女共同参画社会づくりに関する課題や抱負などの意見を1,000字程度で記載した意見書(様式は問いません)

◆インターネット(しがネット受付サービス)による応募は、下記ページから入力に進んでください。

<https://ttzk.graffer.jp/pref-shiga/smart-apply/apply-procedure-alias/danjo>



応募の締め切りは… 令和8年5月8日(金)(必着)です。

応募先および問い合わせ先



〒520-8577(郵便番号のみで、住所の記載は不要です。)
滋賀県商工観光労働部女性活躍推進課 電話 077-528-3771
ホームページ <https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kurashi/danjyosankaku/>

その他

提出された応募書と意見書はお返ししませんので、ご了承ください。
また、応募書と意見書は、男女共同参画審議会委員選考の目的以外に使用することはありません。

滋賀県男女共同参画審議会委員応募書

滋賀県男女共同参画審議会委員に次のとおり応募します。

ふりがな 氏名		年齢	歳	性別	
		(令和8年7月1日現在)			
連絡先	住所は先地 住まれた務所在	〒 ー			
	電話番号	(自宅・勤務先・携帯) ー ー			
応募資格	1 県内に居住 2 県内に勤務 3 県内に通学				

以下の活動経験については、差し支えない範囲で記入してください。

	名 称	期 間
国・県・市町の 審議会等委員、 モニター等の 経 験		
そ の 他 の 活 動 の 経 験	名称または内容	年月または期間

<記入上の留意事項>

- 1 年齢は、令和8年7月1日現在で記入してください。
- 2 審議会には、協議会、懇話会などを含みます。
- 3 その他の活動経験には、例えば、産業、福祉、文化、地域振興、環境、消費生活、青少年、男女共同参画、人権関係などの団体やグループ・サークルでの活動経験、あるいは著作や講演など、主なものを記入してください。

令和8年5月8日(金)(必着)